



報道関係者 各位

平成 30 年 3 月 1 日  
【照会先】 栃木労働局労働基準部監督課  
監督課長 西川 聡子  
主任監察官 井口 恵貴  
(電話) 028(634)9115  
(FAX) 028(632)6585

## 平成 30 年度 **労働基準監督官 採用試験** のお知らせ ～ とちぎで働ける国家公務員です ～

厚生労働省では、一般の国家公務員試験とは別に、毎年、「労働基準監督官」採用試験を実施しています。平成 31 年度採用に向けた、平成 30 年度採用試験は以下のとおり実施されます。

今回から採用方法が変更になり、都道府県労働局単位で採用することとなりました。栃木労働局で採用された方は、栃木労働局管内の労働基準監督署・栃木労働局を中心に勤務することとなります（一部、他局勤務の時期があります）。

栃木労働局（局長 白兼 俊貴）では、より多くの希望者の方に受験いただけるよう、労働基準監督官採用試験の周知を図ります。

### 1 受験資格

- (1) 昭和 63 年 4 月 2 日～平成 9 年 4 月 1 日生まれの者
- (2) 平成 9 年 4 月 2 日以降生まれの者で、大学を卒業した者及び平成 31 年 3 月までに大学卒業見込みの者 等

### 2 日程等

- ・ 受験申込（インターネット経由） 平成 30 年 3 月 30 日（金）～ 4 月 11 日（水）  
【申込専用アドレス】 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- ・ 第一次試験（筆記試験） 平成 30 年 6 月 10 日（日）  
【試験地】盛岡市、仙台市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市ほか
- ・ 第二次試験（人物試験・身体検査） 平成 30 年 7 月 11 日～13 日の指定された日  
【試験地】仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市ほか

二次試験最終合格者に対して、採用を希望する労働局で採用面接をします。

### 3 採用予定者数（全国）

労働基準監督 A（法文系）約 210 名、労働基準監督 B（理工系）約 70 名

#### 労働基準監督官とは

労働者が安心して働ける職場環境を実現するため、事業主に法令を遵守させることにより、労働条件の確保・向上や労働者の安全・健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする専門職の国家公務員です。

## 【労働基準監督官の募集】

専門職の国家公務員です。

厚生労働省では、一般の国家公務員試験とは別に、毎年、「労働基準監督官」採用試験を実施しています。

平成 29 年度試験からさいたま市が試験地として追加されています。

また、平成 30 年度試験合格者から、下記 3 のとおり採用された労働局及びその管下の労働基準監督署を中心に勤務することになりました。

とちぎで働けます！

### 1 労働基準監督官とは

労働基準監督官とは、労働者が安心して働ける職場環境を実現するため、事業主に法令を遵守させることにより、労働条件の確保・向上や労働者の安全・健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする専門職の国家公務員であり、原則として労働基準監督官試験の合格者から任用されます。

文系・理系ともに採用します！

### 2 労働基準監督官採用試験について

労働基準監督官 A（法文系）、労働基準監督官 B（理工系）のそれぞれの試験区分があります。

詳細は労働基準監督官採用試験パンフレット、受験案内をご覧ください。

また、人事院ホームページにおいても試験情報を掲載しています。

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験パンフレット

[http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/kantokukan\\_pamphlet.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/kantokukan_pamphlet.pdf)

労働基準監督官採用試験受験案内

[http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan\\_annai.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan_annai.pdf)

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 NAVI）

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

「試験情報」>「院卒者試験・大卒程度試験情報」の「専門職試験」に「労働基準監督官採用試験」の案内があります。

### 3 採用・任官後について

労働基準監督官試験を最終合格された方は、採用を希望する都道府県労働局において採用面接を行います。

採用後は、採用された都道府県労働局管内の労働基準監督署に配置され、事業場への指導監督を行うなど労働基準行政の中核的業務を担います。

採用後 3～4 年目及び 13～14 年目（原則）に、採用された労働局以外の労働局へ異動しますが、その他の期間は採用された労働局及びその管下の労働基準監督署で勤務することになります。

なお、本人希望に応じて、採用後 3 年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。

## 4 労働基準監督官の業務について

労働基準監督官は、関係法令に基づき、次のような業務を行っています。

なお、採用5年目以降は、監督業務中心のキャリアパス（総合性を高めるため、安全衛生業務・労災補償業務にも各1年以上従事）と、安全衛生業務中心のキャリアパスがあります。どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。

### 臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づいて、定期的にあるいは労働者からの相談などを契機として、工場や事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件などについて調査を行い、法令違反が認められた場合には事業主に対してその改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

### 司法警察業務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられており、事業主などがこれらの法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき特別司法警察員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検します。

### 災害調査

工場や工事現場などにおいて、重篤な労働災害が発生した場合、直ちに発生現場に赴いて災害の発生状況やその原因などについて調査し、再発防止について必要な指導を行います。

### 安全衛生業務

労働災害を防止するための労働災害発生状況の把握・分析を行うとともに、同種災害を防止するための事業場に対する指導、労働安全衛生法に基づく、一定の機械の設置等に関して届け出られた計画の審査やクレーンの検査等、さらに、過重労働による健康障害防止対策や職場におけるメンタルヘルス対策、アスベストによる肺がん・中皮腫、有機溶剤中毒、化学物質による健康障害など各種の職業性疾病防止対策を行います。

### 労災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、請求された個々の事案ごとに調査・認定を行い、必要な保険給付の支給や社会復帰促進等事業を行います。

労働基準監督官についてもっと知りたい方は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験）（再掲）

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

参考資料1 [採用パンフレット](#)

2 [受験案内](#)

3 [労働基準監督官の仕事](#)

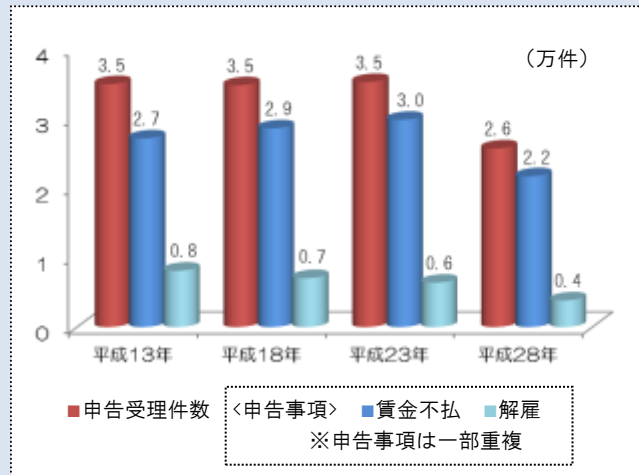
4 [労働基準監督署の役割](#)

## 4 申告

労働者は、労働基準関係法令違反がある場合には、労働基準監督官に行政指導を求めること（申告）ができます（労働基準法第104条等）。

これを契機として、労働基準監督官が事業場に臨検するほか、事業主などに来署を求め、直接、事情を聴取する方法により事実関係の確認を行い、その結果、法違反が認められた場合には、是正を図るよう監督指導を行います。

申告受理件数は、平成28年で約2万6千件ののり、その内訳は、賃金不払に関するものが最も多く、次に解雇に関するものとなっています。



## 5 司法処分

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど重大・悪質な事案については、司法警察官として捜査を行い、検察庁に送検します。

平成28年では890件の事案を送検しており、その内訳は、労災かくしや、機械などの安全基準を満たさないために労働災害を発生させた事案などの労働安全衛生法違反被疑事件が約56%、賃金不払や違法な長時間労働などの労働基準法等違反被疑事件が約44%となっています。

## 6 必要な手続を忘れていませんか？

### ▼ 時間外・休日労働に関する協定(36協定)届 ▼

時間外労働や休日労働を行わせる場合は、労使で36協定を締結し、その上限時間を、あらかじめ、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ届け出る必要があります。

### ◆ 労働時間・休日

法定労働時間は1日8時間、1週40時間です。  
法定休日は1週1日または4週につき4日です。

### ◆ 割増賃金

時間外労働や休日労働を行わせた場合は、割増賃金を支払う必要があります。

### ▼ 就業規則作成（変更）届 ▼

常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則を作成し、労働者代表などの意見書を添えて、労働基準監督署へ届け出る必要があります。

届出後の就業規則の内容を変更する場合にも、同様の届出が必要です。

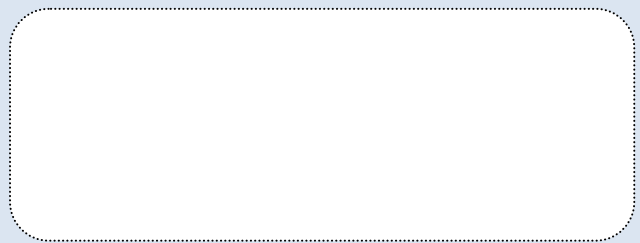
### ▼ 健康診断結果報告 ▼

常時50人以上の労働者を使用する場合は、健康診断を行った結果報告を、遅滞なく、労働基準監督署へ提出する必要があります。

### ◆ 健康診断

常時使用する労働者を雇い入れるとき、また、雇い入れた後も、1年以内ごとに1回、定期的に、法定の項目について健康診断を行う必要があります。

★ このリーフレットに関するご質問、お問合せは下記までお寄せください。



## 労働基準監督官の仕事

法令で定められた労働条件と安全衛生を確保するため労働基準監督官が皆さんの職場を訪問しています。





## 1 労働基準監督官とは

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、事業場（工場や事務所など）に立ち入り、法に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に守っていただくよう、必要な指導を行い、労働条件の確保・向上と働く人の安全や健康の確保を図ります。また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。

各企業が労働基準関係法令の理解を深め、適正な労働条件の定着を図っていくことができるよう努めています。

### ▼ 労働基準監督官の権限 ▼

◆ 適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

#### ILO第81号条約第12条第1項

「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。  
(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、自由に且つ予告なしに立ち入ること。」

◆ 調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

#### 労働基準法第101条第1項等

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」

◆ 立ち入りや調査を拒んだり、妨げたりした者は、労働基準法により処罰される場合があります。

#### 労働基準法第120条

「次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第一百一条の規定による労働基準監督官（中略）の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者」

### ▼ 労働基準監督官が取り扱う法律 ▼

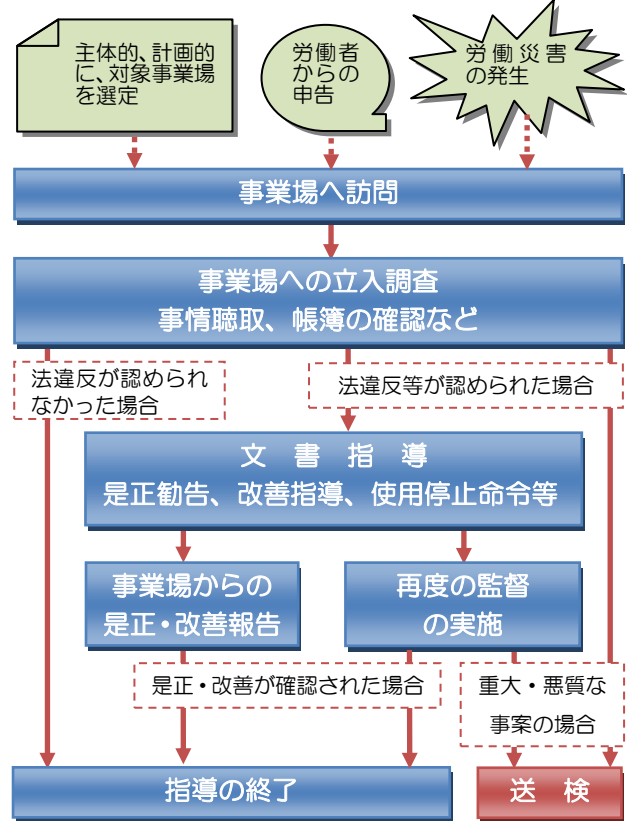
労働基準監督官が取り扱う、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、じん肺法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律などの法律を指して、労働基準関係法令といいます。

## 2 監督指導

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

監督指導は、法違反等を是正していただくことが目的ですので、是正を確認すれば、監督指導は終了となります。

### 【監督指導の一般的な流れ】



（注） 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

## 3 監督指導の状況

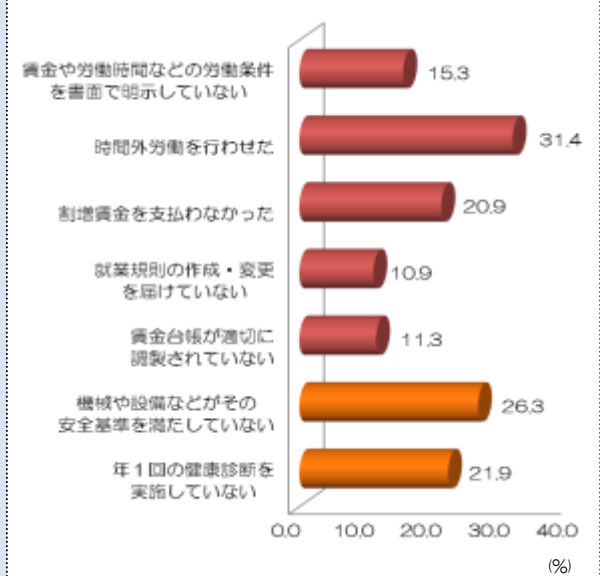
監督指導は、平成28年で約17万件実施しています。そのうち定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）等では、約67%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

主な違反事項は、

- ① 時間外労働に関する届出を労働基準監督署に届け出ない、または届け出た上限時間を上回って時間外労働（残業）を行わせているもの
- ② 機械や設備などの安全基準を満たしていなかったもの
- ③ 時間外労働（残業）等に対して割増賃金を支払っていないもの（一部未払を含む）

などとなっています。

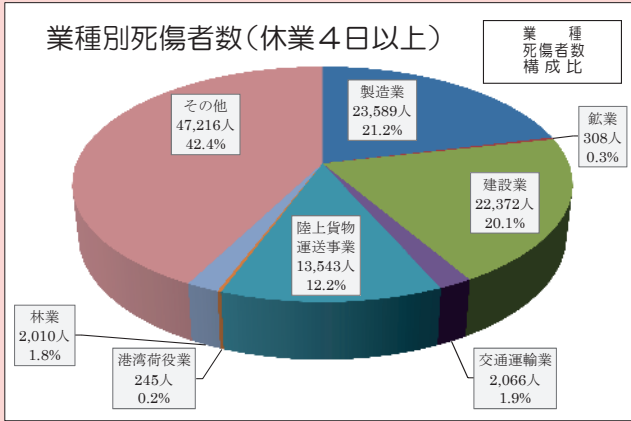
### 【定期監督等における主な法違反の内訳（平成28年）】



なお、これらの法違反のほとんどは、労働基準監督官の指導等によって是正されています。

具体的な是正方法や是正報告書の書き方など、ご不明な点があれば、担当官にご相談ください。

## 3 労働災害の状況（平成 23 年）



※ 東日本大震災を直接の原因とする死傷者(2,827人)を除く。

累次の労働災害防止計画に基づく取組を進めています。また、労働災害が発生した場合には、法違反の是正を指導するだけでなく、再発防止対策の樹立に関する指導を行っています。

## 4 主な労災保険給付の種類

### 療養（補償）給付

診察、薬剤の支給、手術等が無料で受けられます。

### 休業（補償）給付

ケガなどの治療のために仕事を休み、賃金を受けていない場合に、一日当たりの平均賃金額の80%相当額が受けられます。

### 障害（補償）給付

ケガや病気が治め（症状固定）した後、一定の障害が残った場合、障害の程度に応じ年金または一時金が受けられます。

### 遺族（補償）給付

労働災害により死亡した時、遺族は年金または一時金が受けられます。

## お仕事でのケガ・病気には労災保険！



労働災害の場合は、必ず労災保険を請求しましょう。

## 5 労働基準法等の主な内容

事業主などに対しては、次の事項を行うことが、法律で義務づけられています。

### ▼ 労働条件の明示 ▼

雇い入れの際に、賃金や労働時間など法定の事項を書面の交付により明示する必要があります。

### ▼ 労働時間・休日 ▼

法定労働時間は1日8時間、1週40時間です。  
法定休日は1週1日または4週につき4日です。

### ▼ 時間外労働・休日労働 ▼

時間外労働や休日労働を行わせる場合は、その上限時間を、あらかじめ、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要があります。

また、時間外労働や休日労働を行わせた場合は、割増賃金を支払う必要があります。

### ▼ 解雇 ▼

労働者を解雇する場合は、30日以上前に予告を行うか、予告しない場合は30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

### ▼ 最低賃金 ▼

最低賃金の適用を受ける労働者に対しては、都道府県ごとに定められた最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

### ▼ 健康診断 ▼

雇い入れ時とその後1年以内ごとに1回、定期的に、法定の項目について健康診断を行う必要があります。



### 「未払賃金の立替払制度」

企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、一定の要件の下で、未払賃金の一部を、国が立て替えて支払う制度です。

この制度に係る事実上の倒産の認定や未払賃金額の確認などの業務は、方面（監督課）で行っています。

★ このリーフレットに関するご質問、お問合せは、最寄りの労働基準監督署までお寄せください。

## 労働基準監督署の役割

働く人びとの安心と安全を守るため  
あなたの街に労働基準監督署があります。

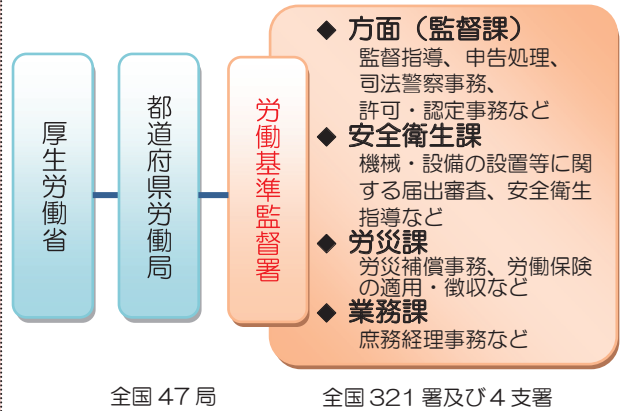


## 1 労働基準監督署とは

労働基準監督署は、厚生労働省の第一線機関であり、全国に321署あります。

労働基準監督署の内部組織は、労働基準法などの関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う「**方面**」（監督課）、機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う「**安全衛生課**」、仕事に関する負傷などに対する労災保険給付などを行う「**労災課**」、会計処理などを行う「**業務課**」から構成されています（署の規模などによって構成が異なる場合があります）。

### 【労働基準行政の組織】



### ▼ 方面（監督課）の主な仕事 ▼

#### ◆ 申告・相談の受付

法定労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について行政指導を求める申告を受け付けます。

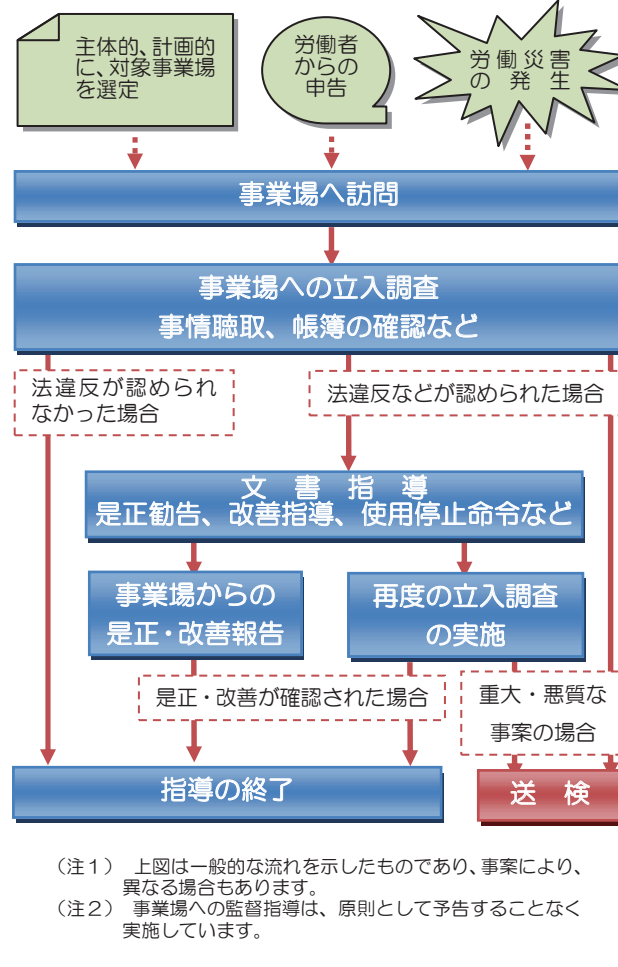
#### ◆ 監督指導

計画的に、あるいは、働く人からの申告などを契機として、労働基準法などの法律に基づいて、労働基準監督官が事業場（工場や事務所など）に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について確認を行います。その結果、法違反が認められた場合には事業主などに対しその是正を指導します。また、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止を命ずる行政処分を行います。

#### ◆ 司法警察事務

度重なる指導にもかかわらず法違反の是正が行われない場合など、重大・悪質な事案については、刑事事件として取り調べなどの任意捜査や、捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

### 【監督指導の一般的な流れ】



### ▼ 安全衛生課の主な仕事 ▼

労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、職場での健康診断の実施状況や有害な化学物質の取り扱いに関する措置（マスクの着用など）の確認などを行っています。

### ▼ 労災課の主な仕事 ▼

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の、業務上または通勤による負傷などに対して、被災者や遺族の請求により、関係者からの聞き取り、実地調査、医学的意見の収集などの必要な調査を行った上で、事業主から徴収した労災保険料をもとに、保険給付を行っています。

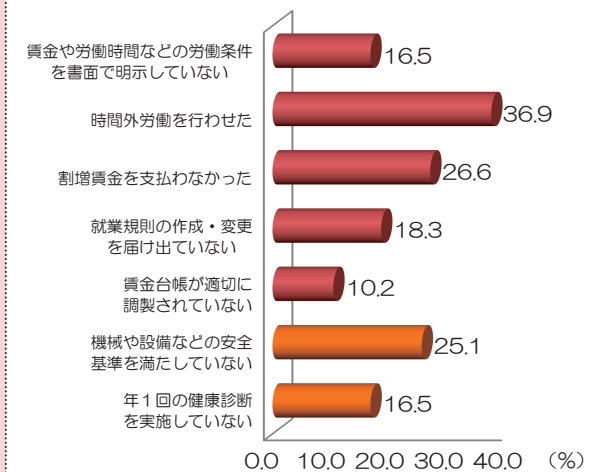
## 2 監督指導の状況

監督指導は、1年間に約17万件（平成23年）実施しています。そのうち定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）等では、約67%の事業場において何らかの労働基準関係法令（※）違反が認められました。

主な違反事項は、

- ① 時間外労働に関する届出を労働基準監督署に届け出ない、または届け出た上限時間を上回って時間外労働（残業）を行わせたもの
  - ② 機械や設備などの安全基準を満たしていなかったもの
  - ③ 時間外労働（残業）などに対して割増賃金を支払っていないもの（一部未払を含む）
- などとなっています。

### 【主な法違反の内訳(平成23年)】



なお、これらの法違反のほとんどは、労働基準監督官の指導等によって是正されています。

(※) 労働基準監督官が取り扱う、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、じん肺法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律などの法律を指します。



### 「総合労働相談コーナー」

労働基準関係法令以外の相談（労働条件の不利益変更や職場のいじめ・嫌がらせなどのトラブル）については、都道府県労働局や労働基準監督署などに設置された「総合労働相談コーナー」で受け付けています。